

第十九回 参議院厚生委員会會議録第三十五号

(六一三)

昭和二十九年五月六日(木曜日)午前十時五十五分開会

五月四日委員堂森芳夫君辭任につき、その補欠として松澤兼人君を議長において指名した。

本日委員松澤兼人君辭任につき、その補欠として堂森芳夫君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

委員長 上條 愛二君
理事 大谷 豊潤君
常岡 一郎君
竹中 勝男君

委員

榊原 亨君
高野 一夫君
谷口弥三郎君
西岡 ハル君
横山 フク君
安部キミ子君
藤原 道子君
堂森 芳夫君
有馬 英二君

政府委員
厚生省保険局長 久下 勝次君
事務局側
常任委員 草間 弘司君
会専門員 多田 仁巳君
常任委員 多田 仁巳君

本日の會議に付した事件
○厚生年金保険法案(内閣提出、衆議院送付)

○船員保険法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○厚生年金保険及び船員保険交渉法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(上條愛二君) 只今から厚生委員会を開会いたします。

厚生年金保険法案、船員保険法の一部を改正する法律案、厚生年金保険及び船員保険交渉法案、右三案を一括議題に供します。質疑をお願いいたします。

○谷口弥三郎君 私から一つお伺いしたいと思ひます。今回の厚生年金保険法案、これにつきましても衆議院のほうにおいて一部修正が行われました結果、例えば年金の基本額が一萬八千円が二萬四千円になったようであり、高野 一夫君が、なお一方から申しますと二萬四千円ではどうしても少いから、三萬六千円というように是非してもらいたいという希望もかなり出ておられるようであり、三萬六千円ずつ出さうというところにいたしますと、どのくらい増額になるのでしょうか。又とにかくこの年金保険は長期の關係もありますので、三萬六千円ということにすれば、到底今後の運用がいかにかという点について先ず一応お伺いしたいと思ひます。

○政府委員(久下勝次君) 定額部分を三萬六千円にいたしました。報酬比例を加味するという考え方をとりましますときには、差当り来年度の予算について計算をしてみました数字を御参考に申上げますと、成立予算は保険給付費が五十七億四千萬円でございますが、三萬六千円に定額部分を引上げることになりますと、七十億六千七百七十七円、こういうことに相成るわけであります。十三億ほどの支出増になるわけでございます。これに對しまして成立予算におきましては、予備費を八億六千百万円組んでおるのでございまして、これを全部充てたいと思ひても四億七千万円ほどの増額になりまして、予算の執行も差当り困難であるという結果になるわけでございます。なお長期保険の關係がございしますので、御参考に申上げておきたいと思ひますので、御意見を、将来の保険料の引上げが相なるわけでございます。実は二萬四千円に引上げることによりまして、当初私どもが計画いたしました数字によりまして、最終の保険料率が、細部の点は省略させて頂きますと、一般男子の保険料率についてだけ申上げます。これは二つの場合に分けて計算をいたしております。それは積立金の利廻りがどうなるかということによりまして非常に大きな開きがございまして、一応当初十年間は平均五%、五歩に廻り、その後四分五厘に廻るものといたした場合について申上げますと、政府原案のままにしておきますと、最終の保険料率が千分の四十六で済みます。衆議院の修正によりまして、最終料率が千分の六十一ということになるわけで、大体一・五%、千分の十五ほどの引上げになるわけでございます。これを更に定額分を三萬六千円にいたしますと、最終の料率が千分の八十八に、約政府原案の最終料率の倍の保険料率になるわけでございます。五分五厘に廻る場合につきまして申上げますと、政府原案によりまして、五分五厘にずつと長く廻ることとして計算いたしますと、最終の料率が千分三十七といふ計算の見込でございます。衆議院の修正によりまして、千分の四十五に引上げなければならぬ。それから三萬六千円にいたしますと、最終料率が千分の七十という大幅な引上げを必要とする結果になるわけでございます。そういうふうな将来の年金保険の財政上に大きな影響を来たすわけでございます。

○谷口弥三郎君 生活保護法の適用者におきまして例えば一級地の甲地区に生活をしておられる者は二萬九千三百四十円ですかの支給を受けるというふうなことになるわけでございまして、殊に生活保護法の適用者は、或いは医療にしましても医療扶助がありまして、又最近ではラジオなども聴取料までも免除されるというふうなものでございまして、この恩恵があるのでございますが、この年金受給者におきましては、例えば二萬四千円になりまして、その他の關係は特別な關係がない限りは、そのままであると思ひますので、そうすれば生活保護法にかつた一級地の甲地区に住んでおられる者よりか少いというふうな關係になりはせんか。それでは誠に気の毒でもありますが、少くとも一級地の甲地区に居住するよう年金受給者だけにでも少し増額する、言い換へれば三萬六千円とかいうところに持つて行くということにするようなことができないのか。但し年金受給者をこの地区にいたすことを将来見當を付するということは、これは非常に困難なことではないか、できれば、それらの点につきまして厚生当局でどういうふうなふうにお考えになつておられるのか、その点もお伺いしておきたいと思ひます。

○政府委員(久下勝次君) お答え申し上げますが、厚生年金の支給につきましても、各地域ごとの生活費というものを見て支給するということは、保険の建前ではございまして、關係上無理があるのではないかと申すのでございまして、そういう人たちにそれだけ高い保険料を取ればよいというふうな建前をとれば別でございますけれども、これも被保険者がしつちゅう移動します關係もありまして、なか／＼被保険者の居住によつて保険料を要するということには實際問題としても不可能に近い問題ではないかと思ひます。何分この制度が七百萬五十万という被保険者全体をがらから計算をいたしまして、そうして将来の見通しを立てまして一律の保険料率で保険料を取つております關係もありましますので、居住の地域によつて區別するというのも困難ではないか

と思うのでございます。多数の被保険者でございいますから、居住の地域は確かにお話のように一級地の甲地区に住む者もあり、或いは五級地に住む者もあるわけでございます。私どももいたしましては、大体そういう意味から生活保護法に基づく生活扶助の金額と比較いたしまする場合には、大体中間的な二級地、即ち中小都市に居住しておられるところの人と比較して考えていいんじゃないかというふうに思つておるのでございます。もと／＼この生活保護の制度から申しますれば、何にも生活の資力のない者に対して支給する額でございいます。又一年金のほうは、そういう生活の資力をほかに持つておるか持つてないかというところは別問題といたしまして、平均的に支給をするものでございいます。さような考え方も考へ併せて頂きますと、やはり制度的に比較いたしまする場合には、二級地程度の比較をして頂けばいいんじゃないか。そういたしますと政府原案でも世帯を構えてない六十歳の男子に対する支給額は大体同じ程度になるのでございいます。が、今度の衆議院の修正によりまして、これがこれよりも大分上廻つて、世帯を構えておる六十歳の男子に対する生活扶助を若干上廻る程度になるわけでございまして、まあ／＼この程度でございまして説明もつくのではないかとと思つておる次第でございいます。

なお細かいことを申し上げますと、扶養家族の数によりましては、勿論生活扶助のほうが余計に参る場合が出て参りますけれども、扶養家族一人程度の場合を比較いたしますと、むしろ今度の修正によりまして二級地の世帯を構えた男子よりも給付額が多くなります。この程度で年金制度としてはよいのではないかとと思ひます。又先ほど申し上げました将来の保険料の引上げというようなことも考へ併せますると、余り大幅の給付をやることも無理があるのではないかと考へる次第でございいます。

○谷口三郎君 私は一応これで終ります。

○高野一夫君 一つだけ私、總括的なことですが、保険局長に伺つておきたいのですが、先年、二十五年、二十六年の二回に亘つて私當時委員をしておつたのですが、社会保障制度審議会から社会保障関係のことについて政府に強い勧告を出しておるわけですが、そのポイントが、私が御説明するまでもなく御承知のほうですが、いろいろ／＼な社会保障関係の法律もたくさんあるし、又糸口もたくさんあるんで、それを例へば医療とか公衆衛生、公的扶助というふうな大體調整統一して行くべきだという案を出してあるんですが、今度なんかでも例へば厚生年金、船員保険、それもいいのですが、それから今度交渉法というふうな會つて類例もないような法案まで作らなければ、お互いにこういうふうなもの連絡といひますか、条文の調整といひますか、適用の調整といひますか、そういうものがうまく行かない、こういうふうな事態にだん／＼／＼なつて来る。それを厚生省のほうではこういうふうなものについてこの法案の整理、これを統合整理して行くことについて調査、研究を進められておるかどうか、これを一応伺つておきたいと思ひます。

○政府委員(久下勝次君) 社会保障の統合の問題につきましては、お話のように社会保障制度審議会の勧告もありましますし、又各方面から非常に御熱心な又強い御意見も拜聴いたしておるわけでありまします。私どももいたしまして、その必要は十分感じておる次第でございまして、今回の厚生年金保険、船員保険の改正に際しまして、この点の問題は併行して検討をいたして見たつもりでございまして。結局、要約して申し上げますと、この統合は必要であるにかかわらず、実際問題として簡単に行われません理由のその大きなものは、御案内のように、各種制度がそれぞれその内容を異にしておる点でございまして。具体的に申上げますならば、保険給付の額におきまして、或いは保険料率におきまして、それ／＼その内容を異にしておるわけでございまして。それでその違つておる内容のものを一本にするといふことをいたしますのに、最もいいのは、一番高いものにレベルを合せればいいのでありますけれども、そうなりますれば、当然低い制度につきましては、関係者の負担の急激な、大幅な増額が必要になつて参ります。低いほうに合せようといひますれば、その点は解消いたしたまふけれども、今度は高いレベルの給付をもらつておる制度の適用者につきましては、いわゆるレベル・ダウンの結果を生ずるのでありまして、この点は實際問題として非常に悩むことになる点でございまして。

第二の点は、これは思ひ切つた政治力を發揮すればいいのでありますけれども、とにかく各種の制度が、それぞれ所管を異にしておる点でございまして。この点は單なる官庁の縄張りというのみでなくして、いろいろ／＼越えがたい難関もあるわけでございまして。大體こういうふうな事情から検討はいたしたまふたものの、結果におきましてまだその段階まで至りませんことを甚だ申訳なく、又遺憾に思つておる次第でございまして。ただあえて申上げますならば、今日私どもとしては、そういう線に沿ひまして、一歩を進めるといふ意味で、少くとも私どもの所管に属しております厚生年金保険と船員保険につきましては、これは私ども統合の案を挙げたいという考え方を進めて参つたのでございまして、これも先ほど申し上げました船員保険と陸上の労働者の厚生年金とでは、給付のレベルが非常に違つておるわけで、これを障害保険を、それを船員保険並みに引上げるといふことは、主として負担の増額ということから関係者の同意を得るに至らなかつたのでございまして。かような關係上、只今の御審議をお願いしております船員保険と厚生年金保険につきましては、特に障害年金及び遺族年金の面におきましては、全然違つた制度のような、内容の違つた御審議を頂くの止むを得ざる事態に至つた次第でございまして。ただ併しなれば、老齡年金につきましては、幸いにして関係者の御同意も得ましたので、両制度の内容を同じ歩調の揃つたものにいたしまして、そうして今御指摘のございました交渉法というものも出しましたのも、両方は一応別建となつておりますけれども、老齡年金に關する限りは完全の一つの制度に、同じような運用になりますように、両者の被保険者期間を通算し、保険給付をやるという上

うな必要のために、実は交渉法という制度を作つたわけでございまして。従ひまして交渉法そのものは別の制度のようでございますが、これは一応建て方が別建になつております厚生年金保険と、船員保険の老齡年金適用に關する限り、これを通算をし、又それに関連して、両方の保険給付の調整を行うという意味で御提案を申上げておる次第でございまして。まあそういう意味でございまして、私どもとしては、統合に關しては少くともこういう考え方もあり、又これで一歩が進められるというふうな氣持から、御審議をお願いいたしては次第でございまして、くだくだ申上げましたけれども、そうした事情と努力だけはしておりますことを申上げます。

○高野一夫君 もう一つ、まあ深く突つ込みませんが、當時審議会にあなたも委員としておいでになつたのであります。が、ですから約三年間に亘つて具體的な数字をはいて勧告したのであります。が、あの勧告内容には、附屬書類その他相當具體的な案が出ておるわけでありまして。そこでできるかできないかといふことについても、三年間に亘つていろいろ吟味した結果、この船員保険についても、厚生年金みたいなものについても、相當専門家が集まつて研究をされた結論が出ておるはずなんです。それで窓口の問題がいろいろあるけれども、先般は、去年は文部省にも何かそういうものができた。それで窓口のことを心配していただんでは、いつまでたつても調査研究は進まないと思つたのですが、だからこの社会保障に關する一番中核は厚生省なんだから、ほかの窓口、他省の關係は、よそ

の省の關係は一切顧慮しないで、一応一つ案を作つてみると、そうしてできたらば又適當な方法も考えられるだらうと思うので、是非私はできるだけ早目にこの統合できないものはできないように、できるものはできるようにして、一応の厚生省としての結論といひますか、案を作るべく、そういう方法でお進みになつて、今後の法案を出し願ひたい、こういうことを私は希望しておきます。

○竹中勝男君 老齡年金の開始の年齢ですが、或いは今度の法律では男子が六十歳、女子が五十五歳、まあ抗内夫は別ですが、これを我々は男子が五十五歳、女子五十五歳というふうに希望しているわけなんです、この間の公聴会の公述人の意見の中にもあつたように私記憶しているのですが、日本のように労働人口が非常に多い、過剰な場合、即ち潜在的な過剰人口を非常に持つてゐる国では、やはり一定の年齢に達した者は、成るだけ早くこの老齡年金があれば、それだけ労働退役者が多くなり、新しい労働力がそれだけ常時雇用される可能性が出て来るという理由からも、又他の恩給も五十五歳というものが、まあ恩給を受領できる年齢になつてゐるのですが、その間にまあ五年の開きがあるということにもなりますので、まあ男子五十五歳、女子五十五歳というところが、日本の現状に合せて、私は必要な受領開始の年齢であらうと思うのですが、若しこれを五年ずつ引下げるという場合に、保険経済のほうで非常に困難が起るものですか。どういふふうなこの保険経済のほうでは結果が出て参るのですか。

○政府委員(久下勝次君) 私どものは

うで計算をいたしましたのでは、五歳の引上げをしない場合とする場合におきましては、最終保険料率におきまして、約一割四分程度の料率の引上げをそれだけで必要とする結果になるのでございます。

○竹中勝男君 そうしますと、現在の保険経済の上では、それが成り立ちますか、成り立ちませんか。

○政府委員(久下勝次君) 私どもの計画は、差当りここ四、五年間は現行の保険料率のままでも出費をいたしたいと思つております。五年後、十年後というふうな、大体五年間を区切りまして最終料率まで引上げて行くような措置をとりたいと思つてゐるわけでございます。で、先ほども谷口委員の御質問にお答へ申し上げましたように、将来は大体三回くらいに分けてまして保険料を引上げる措置をとりたいと思つてゐるわけでありまして、従ひまして、最終の料率を大幅に引上げさえすれば、財政的には賄えるわけでありまして、先ほど申しましたように、衆議院の修正の結果、利廻りによりまして、千分の六十一の料率に最終料率になるわけでありまして、それを更に五歳引上げを取りやめることになりまして、一割四分だけ料率に影響がございまして、一割四分の八・五くらいになりまして、結局千分の六十一を更に千分の七十にしなればならないという結果になるわけでございます。

○竹中勝男君 そうすると、この委員会としては、どこまでもやはり衆議院から来た六十歳、五十五歳という線で行くことを大体承認して行かなくちやならないわけですね。そういう点につ

いて、我々はできれば五十五歳、五十歳というものに引上げるということを希望しているわけなんです……。

○政府委員(久下勝次君) 只今のお話は私からお答へを申し上げる筋ではございせんけれども、ただこの点だけは是非御考慮を頂きたいと思つてございします。お手許に資料としてお配りを申上げておきます生命表なり、或いは平均余命の数字なりから御覧を頂きますと御了解頂けますように、非常にこの老齡人口というものが将来ますます殖えて行く傾向にございします。この老齡人口を結局その時期に働いてゐる人たちが養う、というと語弊がございしますけれども、相互扶助の建前でございます。以上、働いてゐる人が保険料を納めることによつて老齡人口を養つて行かなければならないということになるわけでございます。それが今日、最近十年間の推移というものは、非常に大幅に生命表なり、平均余命が高まつてゐるわけでございます。この傾向はまあ恐らく一般保健衛生の向上等と相待ちまして、今後進んで行く傾向にあるのではないかと思つてございします。

只今の傾向を以て将来を卜しまして、前に申上げましたように、老齡年金受給者を二百八十万なり、三百万程度に見なければならぬというようになるとに相成るわけでございます。これに扶養家族などを入れますと、相当日本全体の人口の中で年金受給者の占める比率が高くなつております。そういう点を考え併せます場合には、私どもとしてはこの老齡年金受給開始の年齢というものは引上げておくのが、引上げる方針をとつておくのが適当じやないかと思つてゐるわけでございます。

す。併しながら実際の影響も考慮いたしまして、急激な引上げは行わずに、二十年間に漸進的な引上げを行うというところで、実際の矛盾と調節をとつて行けるのじやないかと、こう考えましてこの傾向はひとり我が国の場合のみでなくて、毎度申上げておりますように、諸外国で年金制度をとつておりますのが、一般男子五十五歳開始というものは決して例がございせん。全部六十歳、六十五歳、甚だしいのは七十歳開始という例があるわけでございます。まして、これも今申上げましたような全体的傾向から出て来る結果であらうと存じますので、御考慮頂きます場合には、その辺の点も十分お考えを頂けましたら幸ひだと考えます。

○竹中勝男君 今の御説明で、平均寿命が日本で高くなつて来たということとは事実だと思ひますが、併し老人の人口が総人口に占める比率というものは、六十五歳以上の人口というものは、私の記憶では、英國やドイツ、ニュージーランド、オーストラリア、アメリカなどは、やはり比率からすれば日本の倍になりますね、この六十五歳以上の人口というものは……。

そうするとまだ日本は半分なんです。結局その平均寿命が高いということの内容が老人の人口の総人口に対する比率からするとですね。だからそれは理由にならないと思つてゐる。だからヨーロッパ並みに年金保険開始の時期を六十歳以上にするということは、六十五歳に上にするということとは、六十五歳に上にするということは、理由にならないと思つてゐる。併し、日本人の労働可能な稼働力といひますか、年齢の稼働力といふものは、その国民の健康の上からいつて非常に劣る

のです。ヨーロッパの労働者といふものと栄養の關係やら体質の關係、体力の關係で劣つてゐる。これは労働科学をやつてゐる人ならばおわかりになつてゐると思ひますが、のみならず、日本はやはり相当重労働といひますか、重工業労働といふものが相当比率を多く占めておりますために、この六十五歳まではいゝゆる産業労働者としての肉体的な条件を備えていないと私は考へてゐるのです。即ち六十歳以上の労働者は、五十五歳以上の労働者は緊張度の激しい、そして体力を非常に消耗する近代産業には、日本人としては不適當だと思ひます。私は労働科学の上からも考へられると思つてゐる。それから先ほど申しました労働人口の過剰という点で、早くその労働退役者を作らなくちやいかん。そうして新しい労働力を供給して、雇用できるような条件を作つて行かなければ、日本産業といふものは成立しない。こういうところから、そのヨーロッパ並みに六十五歳が適當だという判断は、私は判断の根拠にならないと、こういうふうに思つてゐるのですが、どうですか。

○政府委員(久下勝次君) 外国の事例は私は御参考のつもりで附加して申し上げたのでございしますが、資料でも御覧頂きますとわかるように、殆んど大部分が六十五歳開始になつております。そういう意味合いにおきまして、私どもも急激に日本の実情から見まして六十五歳にしていいとは思つておらないのであります。六十歳にするにいたしましても、確かにまだ今急速にやるべきじやないかと考へておるのでございします。併しながら全体の傾向から申上げまして、先ほど申上げたような事情が

ら、将来六十五歳にするという方針をとることは決して間違つた行き方ではないのじやないかというふうに考えまして、御審議を頂いておるわけでございます。

もう一つの問題は、確かに重労働につきましては、六十歳まで続けて重労働ができるのも私も考えております。そうした高熱作業とか、或いはいわゆる重労働に従事する人は、割合にそういう労働に従事し得る期間というものは短いのであらうと思ひます。併しその人は、又そういう労働に従事しなくなりましては、又ほかの職場に転換をいたしました。まあ、こういうような生命表の示すような状況でございますならば、六十歳までは何かの方法で働いて頂きたい。そうするのが日本の実情から見ても、将来の姿から考えましても適當ではないかというふうに考えておるわけでございます。そういう問題は、先日御指摘のございましたように、適用範囲の問題にからんでおるわけで、これは現在でも私も相違ひはないと思ひますけれども、まだ國民の多くの層がこの年金制度の適用を知つておらないのであります。そういう面に逐次適用を拡張して行くことは、私も必要だと思つております。そうしてどういう職場に転換いたしましたも、労働者として雇用されるような人は六十まで働いて頂く。又働けば年金が適用になるという姿というものを私も希望しておるわけでございます。で、私も、この間も御指摘のように、五十五未満の労働者には適用はございませうが、これとても否定的に考えておるわけじやございません。むしろ積極的

にそういうような方面にも適用する考へておりますが、それにはもう少し確かな資料が必要だと考えまして、もう少し少しいふ方面に手を伸ばして行くと思ひます。か、ということ、適用を拡張して行く措置をとることが必要と考えまして、二十年たつて全部が六十歳開始の適用を受ける。恐らく先々にはそれはそうした適用の範囲の問題も恐らくその前に解決されておつて、両々相待つて、年金制度の姿としては調子のとれた姿になるのではないかと、いふふうに考えておる次第でございます。

〇藤原道子君 関連でございますが、二十年後に三回くらいに段階をつけて改正する……、その頃になると六十歳まで、今は五十五歳が停年制です。六十になつても働く職場が与えられるという見通しでございますか。寿命が延びたということと労働する場所が与えられるということとは一致しないのです。

〇政府委員(久下勝次君) 確かにお話のように、そうした確たる見通しを持つておるわけはございません。又年金制度で、又社会経済の状況を変化させるほどの力のある制度でもないと思ひます。問題は将来の見通しをどう立てるかということに過ぎないと私も考えております。先ほどからくどく申し上げるよう恐縮でありますけれども、先ほど申し上げたようないふ事情から考えまして、日本としてどういふふうな状況で、老齢人口の多数をやめて、五十五歳になつたならば仕事をやめて、五十五歳をもちつて暮らして行くというふうな姿を将来長く続けることが、果して日本の将来のため

にいいかどうかということを考えました結果、やはり六十歳までは、こいうふうな資料から考えましても、働いて頂けるであらうし、又働けるだらう、こいうふうな考えまして、こいう制度を作つたわけでありまして、二十年たつたときに、それじや六十歳までの人間は全部どこかの職場で抱えられるようにできるかというお尋ねでございますが、それは私も思ひます。申上げられませんが、日本のこうしたいろ／＼な資料から考えました姿として考えました場合には、何とか日本の経済としてはこいう建て方にならざるを得ないのじやないかというふうに考えまして、この制度としてはこ

〇藤原道子君 それは保険経済の上から考えておいでになるとさうかもわかりませんが、実質に受ける人は人間でございますから、働く場所もないのここの五年間の空白がある。何によつて食つて行くか。結局食えなければ生活保護法というふうなことになる。活金しておきながら、その五年間の生活に不安を來たすというふうなことは、私は非常に精神からいつても間違ひだ、こう思ふのです。外国へ行つてみますと、外国では相当の高年齢の人でも働く場所があるのです。働いておるのです。けれども日本は働きたくても働けないということが一つある。それから労働年齢というものが非常に短い。重労働しておるといふ面と、二つから考えなければならぬ。だからその点をどういふふうにお考えになる

かといふことを、くだいようですが、それが一つ。それから恩給の場合は五十五なんです。すると肉体的労働、重労働をしてゐる人が六十になり、さうして一方の人が、比較的肉体的な労働でない人は五十五歳から恩給が受けられる。これはどういふふうにお考えでございますか。それから恩給の場合に、政府はどれだけの負担をしておいでになるか。〇政府委員(久下勝次君) 先ず前段の問題でございますが、私もその考え方は、働く場所がないではないか、だからこいうふうな問題を考へておるのじやございませんで、少しこの辺は考え方が甘いと言へば甘いのかも知れませんが、けれども、こいうふうな日本の人口構成の将来の姿と併せてみました場合には、我が国としては必然的に老齢人口が殖えて参りますので、働けるうちはやはり働いてもらうようなやり方をしなければ、老齢になつた人が年金をもらつて遊んで暮らして行くというふうな姿をとることは適當でないのじやないかといふふうに考えまして、その程度におきましてやつたわけでございます。働く場所がないじやないかと言われると、或いは将来さうでないと私も言ひ切るわけにも参りません。併しながら日本の姿としてはさういふような、私が申し上げたような恰好に将来持つて行かざるを得ないのじやないかといふ考え方が出たに思ひます。

それから恩給との比較でございますが、先ほど竹中先生のお話がございまして、私もさう考へておるのじやないかと思ひます。恩給というのは、国家公務員という一つの狭い枠だけの問題でありまして、厚生年金のように非常に広い職場に適用をされます制度と一緒に考へるのは適當じやないのじやないかと思つておるのであります。(おかしいよそれは)と呼ぶ者あり。広い職場に適用されます関係上、そこでやめました者にはできるだけ早くその金を支給してやるという考えなんです。この制度の厚生年金といつたしましては、非常にたくさんのお金を適用範囲にしておりますので、一つの職場をやめましたも、又他の職場で働いて同じく被保険者として続いて行く、その年限は全部適用のある限りは通算されるわけでございます。それで開始年齢の問題と恩給と、ただ結果の数字だけで比較するのは如何かと思ひます。

〇藤原道子君 国家負担はどの程度でございますか。〇政府委員(久下勝次君) 国庫の負担は、実は恩給のはうは御案内のように千分の二十の国庫納付金を各公務員からとつておるわけでございます。それで制度に定められました給付が起りました場合には、あとの費用は全部国が負担して恩給を支給する、こいう建前になつておりますが、私が記憶しておりますところによりますと、恩給局の説明では、昭和二十八年年度に恩給の総支出が百二十億くらいと言つておりました。そのうち二十八年年度は国庫納金四十九億、それから恩給給付額が百十四億、記憶しておるものではこいう数字でございます。従ひましてその差額の六十八億が国の負担であり、四十九億が公務員の負担である、こいう結果になつております。

題でありますので、厚生年金のように非常に広い職場に適用をされます制度と一緒に考へるのは適當じやないのじやないかと思つておるのであります。(おかしいよそれは)と呼ぶ者あり。広い職場に適用されます関係上、そこでやめました者にはできるだけ早くその金を支給してやるという考えなんです。この制度の厚生年金といつたしましては、非常にたくさんのお金を適用範囲にしておりますので、一つの職場をやめましたも、又他の職場で働いて同じく被保険者として続いて行く、その年限は全部適用のある限りは通算されるわけでございます。それで開始年齢の問題と恩給と、ただ結果の数字だけで比較するのは如何かと思ひます。

〇藤原道子君 国家負担はどの程度でございますか。〇政府委員(久下勝次君) 国庫の負担は、実は恩給のはうは御案内のように千分の二十の国庫納付金を各公務員からとつておるわけでございます。それで制度に定められました給付が起りました場合には、あとの費用は全部国が負担して恩給を支給する、こいう建前になつておりますが、私が記憶しておりますところによりますと、恩給局の説明では、昭和二十八年年度に恩給の総支出が百二十億くらいと言つておりました。そのうち二十八年年度は国庫納金四十九億、それから恩給給付額が百十四億、記憶しておるものではこいう数字でございます。従ひましてその差額の六十八億が国の負担であり、四十九億が公務員の負担である、こいう結果になつております。

○藤原道子君 極く僅か定められた枠内のものだから厚く許されて、一般は数が多いから仕方ない。こういう考えには私は納得行かない。一般、絶対多数の人であればこそ、安んじて生活ができる、安んじて働けるというふうな頭を持つて行くべきが私は正しい考え方ではなからうか、こう思うのです。で、まあほかの職場へ転換しても、それは継続して生きて行くんだからと言われることはまさにその通りなのです。現実の日本において果してそれが可能かどうか、現実の日本におきましては、五十五歳停年制がすでに危なくなつて来ている。そういう場合には、どうして食つて行くかということをも一つ担当局長としてどうお考えになるか、もう一遍くどいようですが、伺いたい。要は飯の問題ですから……。

○政府委員(久下勝次君) 先ほども申し上げましたように、厚生年金保険法の附則第九條によりまして経過的な措置がとられておる。この法律施行の時に五十二歳以上になつておられます人は、現行法通り五十五歳で開始をする制度をとつております。それからこの法律施行の時に五十一歳乃至四十九歳の者につきましては、五十六歳で開始をする。この法律施行の時に四十八歳乃至四十六歳の人は、五十七歳で開始をする、というようなふうに漸進的な方法をとるわけでございます。差当りの三年間ほどは現行の制度がそのまま行くという考え方になつております。更にその後の三年間におきまして、一年延びるだけというふうな行き方をとりたいと思つております。このことがこの制度を以て一般の雇用関係等を左右する力は私はないと

思いますけれども、併しながら又日本の人口構成等の関連等もございしますので、実際の雇用関係等の実情はそういうふうな必然的な数字から又變つて行くのではないかと、そういう一つにつきかけにもこの制度はなり得る可能性はあると思つております。そうした状況をご数年私どもとしては見守つて行きたいと思つておるのでございします。全体の傾向としては、今現行法通りの開始年齢をとるか、将来の姿としても、六十歳をとるかというこの二者択一をどうするかということになるかと思ひますが、私どもの考え方としては、先ほど申し上げましたように、いろいろの実情から申し上げまして、この際は六十歳という方針を示し、ただ実際の雇用関係に無理の来ないような、只今御心配の点等にも十分な考慮の余地がその間において入り得るようになつたことによつて、実際問題は漸次解決して行くのではないかと、どうしてもこれが数年間やつてみましても、絶対に無理であるということになりますれば、又そのときの状況を考え、私どもの考え方としては、将来の姿としては、我が国におきましても、こういう方針をとるのが適當であるという結論で御審議をお願いしておるわけでございます。

○藤原道子君 今一般労働者の考え方、非常に労働強化が押付けられて来ている、労働者に対して、非常に圧迫が加えられておるという考え方を持つておりますし、私たちもそうだと思つております。そこへもつて来て現実においては、五十五歳の停年制である、経過規定はあると言われますが、確かに経過規定はあるのでございしますが、一般の

受けまする感じは、明らかに六十歳に年齢が上るということに間違いない。将来これはどうしても駄目だつたら改めると言ひますが、将来をどうした見通しがついたときに改めたいといふのはないか、この際全然五十五歳停年制がどうなるという見通しもなく、その間の生活の保障の見通しもなく、殊に失業者が殖えて来ているとき、五十五歳になつて他の職業へつくことが可能かどうか、ということ、我々、馬鹿が考えたつてわかることだ。従ひまして将来あなたが言われましたように、どうして無理だということに改めるとおつしやるならば、将来やれる見通しがついたときに改めるといふように、むしろ改正するといふふうなお考え方はできませんでしようか。私は不安を与えることは非常にいやなんです。

○政府委員(久下勝次君) その点は考え方の方の相違かも知れないと思ひますが、先ほど来くどく申し上げておりますような考え方から、私どもとしてはこの際六十歳開始という線の方針として打出しておいたほうが適當であるという結論でございします。又世の中の實情も或いは人口構成などを考えても、そう変らざるを得ない必然性があるのではないかと、いふふうに考へて、實際、実情と申しますと語弊がありまが、将来の方針をも加味いたしまして結論が先ほど来申し上げておるようなことであります。問題は今私どもとしては将来の姿をいふ、資料から考へて併せて、やはり六十歳にするのが将来の姿としても無理であるという実は結論には到達しておらないのであります。この辺は見解の相違かも知れませんが、私どもとしてはこの際六十歳

という線を出しておきまして、實際無理のないような経過措置を講ずるといふことが最も合理的だといふ結論を出した次第でございします。

○藤原道子君 それはあとに残しましたよう、考え方の相違ですから……。そこで積立金の問題でございしますが、過日米資料を求めておられますが、まだ出て来ないのでございしますが、その資料を至急に御提出願ひたいといふことについては考へておるといふようなことを言われましたが、保険局としては今のようにならう方が妥當であると思つておいでになるか、将来別個の機關において、この龐大な積立金の運用を別途機關で行うといふような考へが正しいという考へであるのかどうか。若しそういう考へであるとするれば、どういう構想を持つておいでになるか、その点をお伺ひしたい。

○政府委員(久下勝次君) 積立金の運用の問題につきましては、厚生省としてはまだ正式な結論が出ていないといふのが打明けた実情でございします。というところは、結局現在の段階におきましては、現在の制度でいいのではないかと、いふ結論にもなるわけでございます。なぜかと申しますと、いろいろ私どもも労使の負担にかかる大事な積立金をお預りする立場におけるわけでありまして、従つて私どものところへ運用権をとりまして、最も合理的に確實に運用できるかどうか、その形がまだ私どもとしては自信を持つ案が出ないわけでございます。そういう意味合におきまして、現在の段階におきましては、資金運用部に預けて、国家全体の立場からこの資金が運用されると

いう姿で止むを得ないのでないかといふふうに考へておる次第でございします。

○藤原道子君 いずれ資料を頂いてから、この質問は又続行したいと思ひます。

○竹中勝男君 先刻の御質問に関連することなんですけれども、保険局長の考へは、まあ現在六十歳、将来においても六十歳ということが大體適正な養老年金の受給開始の年齢であるとお考へようですが、私は将来において六十歳というのは妥當であると思ひますが、現在は妥當でないという考へ方なんです。と言ひますのは、先ほどのお返事の中にもありましたように、老人が余り遊んでおる姿、仕事がなく、ぶら／＼して年金を受けて遊んでおる姿はよくないといふふうに私は受取りましたが、日本では、若い者がぶら／＼して遊んでおるのです、仕事がなく……老人がぶら／＼するのはいいというのが私の考え方なんです。国民の正しい私は考え方であらうと思つておる。いつまでも、死ぬまで働いておるのが理想的だとは思ひません。まあ或る時期になつたら少しゆつくり人間はしくちや、するといふ希望がなくちや若い者もなか／＼働けないと思つておるのですが、御存じの通り労働関係の調査によりますと、一週三十四時間以下の労働しかない者が今、日本中で八百万ほどいるわけなんです。最近のいわゆる潜在失業者を入れたと一千二百万くらい私にはいると思つておるのですが、こういう龐大な失業者人口を持つておる国で、日本人ぐらゐ年寄りになつて働いておる国民はまあ珍らしいのです。これはお調べになつたらわ

かと思ひますが、六十五歳以上の有業人口は、總有業人口の六%になつてゐます。これは世界で一番高いのです。こんなに年寄りが死ぬまで働いておる国はない。それで日本では願わくば老人が少しづつ／＼して遊べるというところが、これは世界の理想であり、又日本の理想だと私は考えておりますが、それで老人が働いて、若い者が働き場がなくて遊んでなくちやならないという現状が日本の社会問題なんです。これを解決するのは、やはり老人に早く仕事をやめてもらつて、若い者に、しつかりした労働力を持つ者が本格的に産業労働に従事するということが日本経済の要請なんだという考えを一応持つてゐるのですが、それを満たすのはやはり老齢年金制度の開始年齢を将来においては引下げて行く。将来においては六十歳、現在においては五十五歳というのが妥当であるというのが私の考え方ですが、これは意見になるかも知れませんが、局長さんの言葉の中に、老人が余り遊んでゐるのはよくない、日本は老人が働いておるといふことです。

○政府委員(久下勝次君) 私どももいたしまして、只今先生のおつしやつたことは、少しほかの理由も附加えて考えておるわけですが、現在の段階におきまして、直ちに引上げをするといふことは適當でないと考えておるわけでありまして、将来の形としては引上げて行くほうがいいのじやないか。問題はそこでいゝゆる将来引上げするという方針を打ち出すか、打ち出さないかといふことであります。打ち出さないといふことは、結局将来とも現在のままであるということを示すことにならう

と思ひますので、将来の姿として、そういうことで引上げてよいと私も考へまして、一応その方針を原則的には打ち出す。併しながら実際の社会に及ぼす影響を考えまして、経過的な措置を講じたのが私どもの考えであります。老人が、老人と申しますが、むしろ若いうちから遊んでおる、五十五歳でも十分働けるにもかかわらず遊んでおるのは望ましくないといふことは先生のおつしやつたことと合つてゐると思ひますが、私も今は、日本に失業者がどういふような階層にどういふよう

におるかといふことは、この制度としては余り突は考えない。これを考えないのは適當でないと言へばそれまででございますけれども、そうじやなくて、やはり制度全体の建前から申しますと、労働可能の人たちの離出する保険料によりまして、そうして労働力を喪失した人たちに年金を支給するといふのが、何と申しましてこの制度の本来の姿でございますので、そういう意味合から申しまして、年齢を余り若いところにしておくのは、現在の状態から申しまして、将来を見まして、少し無理ではないかといふ考えで、こういう結論になつたわけであり

○堂森芳夫君 さつき藤原委員からの質問に對しまして、保険局長は、これは言葉尻を捉えるのじやないのです。が、公務員の恩給については一部の人は云々といふ言葉がございました。これはけしからんと思う。なぜならば、例えば従来の恩給制度は、非常に旧態依然であるから、人事院は公務員の退職年金制度の勧告を出してゐる。そしてつと近代的なものに持つて行くとい

う、こういう私は勧告だと思ふ。そして従来の民間企業内における労働者の厚生年金制度と、それから公務員の退職年金制度といふものを、今後、例えば職場の移動による計算制とか、通算制とか、いゝ／＼なことをやつて行けるような含みがあるかと思つたら、将来の国民年金制度といふものの進歩はないと思ふ。あなたの考えだと全く公務員は……、今の御意見は不見識だと思ふ。これは一つ私は重大な警告をしておきます。

それから質問に移ります。この前いろいろ質問申上げましたが、この第五十九条の遺族年金の妻についてです。妻は四十歳以上であつて初めて遺族年金がもらえる、まあこういうことになつております。ところが五十五歳にならないと實際は年金は下りない。勿論いゝ／＼な例外があつて、そういう場合にはもらえるといふことになつておりますが、私、日本の婦人の健康とか、或いは結婚年齢などから言ひまして四十歳以上であるといふことがどうも妥當でないように思ふのです。又五十五歳にならないと資格がでないといふことも非常におかしいのじやないか、こう思ふのですが、久下局長はこの法律を作られるときにどういふふうにお考えになり、どういふふうの研究されたか、一つ御答弁願ひたいと思ひます。

○政府委員(久下勝次君) 前段の問題は御意見でございますから承つておけよといふのでございすが、ただ私の申上げ方が或いは誤解があるといけませんので、一応申上げておきたいと思ひます。私が申上げましたのは、開始年齢をどう取るかということにつ

きまして、恩給とこの年金制度とは違ふ点があるからといふことで申上げたのであります。これは退職年金制度を勧告いたしました人事院の責任者の説明を開きまして、現在の恩給なり、或いは勧告されてゐる退職年金制度につきましては、この厚生年金と現に各企業ごとにある退職年金制度、こういう両々加味したものであるといふことを明白に説明をいたしてゐるわけでございます。そういうような一つの事業にすつと勤続した者に対して出すものであるのと、各種の事業所を転々としたとしてもその間が通算せられるものとは少し考え方が違つてよろしいのではないかといふ意味で申上げたつもりでございます。

それから御質問の妻の年齢制限の問題でございます。この点は実は現行法でもこういうふうになつてゐるのでございまして、これは何故こうしたかと申しますと、結婚をしないで職場にある婦人につきましては、原則通り五十五歳にならないと年金の支給はいたさないわけでございます。従つてそれまでは、言葉を換えれば、露骨に申しますと働いて頂くといふ考えなのでございすが、たま／＼結婚をいたしました被扶養者である子供を持つていないような婦人につきましては、やはり同様の考え方を取るのが公平の原則から言つて適當ではないかといふ考えであります。子供を持つて、これは衆議院の修正で十八歳未満の子供があり、それを扶養しなければならぬ妻につきましては、当然年金が出るわけでございます。そういうような関係で足手まといもないような婦人又結婚してない婦人につきましては、同様に職場

に立つて頂きたいというのがこの制度の考え方であらうと思ふのであります。そういう他の婦人との権衡上の関係も考えまして、現行の制度もこうなつてゐるといふことを考慮に入れました。こうしたのでございすが、

○堂森芳夫君 そうしますと、三十五歳で御主人が死んで未亡人になり、十八未満の子供がある、これは遺族年金をもらえるのですか。

○政府委員(久下勝次君) 十八歳未満の子供がありますれば遺族年金は出ます。

○堂森芳夫君 年齢に区別なくね。

○政府委員(久下勝次君) はあ。

○堂森芳夫君 それでは時間がありませんから次の問題に移ります。

この脱退手当金の問題ですが、非常にこれは女子労働者からいゝ／＼と大きな声が挙つてゐるのですが、私よく数字がわからんのですが、大体繊維関係ですね、婦人の労働者が主に働いてゐる繊維工場あたりでは、一年間以内に退職する人はどのくらいござい

○政府委員(久下勝次君) これはお手許にも資料として差上げてあるのでございすが、日本製糸協会が昭和二十七年三月末現在で調査した資料がございすが、二十六年四月から二十七年三月までの退職者の勤続年数を調べた数字がございすが、それによりまして男子は六・三二年、それから女子は三・八一年といふことになつております。それから在職者の勤続年数を同じく調べてみますと、それによりまして同じ昭和二十七年三月末現在で調査してございすが、男子は七・三九年でありまして、女子は四・〇五年で

に立つて頂きたいというのがこの制度の考え方であらうと思ふのであります。そういう他の婦人との権衡上の関係も考えまして、現行の制度もこうなつてゐるといふことを考慮に入れました。こうしたのでございすが、

五月一日本委員会に左の事件を付託された。

一、戦傷病者援護に関する請願（第二三九九号）（第二四一四号）（第二四四一号）（第二四四二号）（第二四四三号）

二、医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律廃止に関する

る請願(第二四二二号)(第二四一三三号)(第二四二四号)(第二四三九号)(第二四五三三号)(第二四七七号)

一、受胎調節に関する請願(第二四二六号)

一、静岡県伊豆半島を国立公園に指定するの陳情(第六四五号)

一、覚せい剤対策に関する陳情(第六四七号)

一、遺族国庫債券の買上げ範囲拡大等に関する陳情(第六六二号)

一、南アルプスを国立公園に指定するの陳情(第六六三三号)

第二三九九号 昭和二十九年四月二十日受理

戦傷病者援護に関する請願

請願者 山形県米沢市上花沢小国町二、二一六 長瀬健次郎

紹介議員 海野 三朗君

日本傷い軍人会は、傷病恩給、年金の復活にこたえて、更に傷い軍人の援護を拡充強化するため、(一)戦傷病者の実態調査を徹底的に実行すること、(二)戦傷病者のための結核療養所及び精神病院を設置すること、(三)戦傷病者の互助共済のための医療、宿泊、集会、精神修養等を行う戦傷病者集会ホームを東京、大阪、福岡、仙台等に設置すること、(四)傷い軍人証、き章、門標を制定配布すること等の援護更生事業にまい進しているから、これに必要な資金として、新聞紙上に伝えられる接収ダイヤモンド貴金屬等による政府収益の一部を分与せられる処置を講ぜられたいとの請願。

第二四一四号 昭和二十九年四月二十一日受理

戦傷病者援護に関する請願

請願者 富山市泉町三 森田忠平外一名

紹介議員 館 哲二君

この請願の趣旨は、第二三九九号と同じである。

第二四四一号 昭和二十九年四月二十三日受理

戦傷病者援護に関する請願(二通)

請願者 札幌市南一五条西一〇 松沢定外三名

紹介議員 木下 源吾君 千葉 信君

この請願の趣旨は、第二三九九号と同じである。

第二四四二号 昭和二十九年四月二十三日受理

戦傷病者援護に関する請願

請願者 三重県宇治山田市一ノ木町三三八 松村黄次郎外一名

紹介議員 前田 穰君

この請願の趣旨は、第二三九九号と同じである。

第二四四三三号 昭和二十九年四月二十三日受理

戦傷病者援護に関する請願

請願者 宮城県仙台市外記丁二ノ一六 崎田義雄外二名

紹介議員 高橋進太郎君

この請願の趣旨は、第二三九九号と同じである。

第二四一二二号 昭和二十九年四月二十一日受理

医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律廃止に関する請願

請願者 京都市右京区西院高山寺町一〇 富井清外四百六十名

紹介議員 井上 清一君

医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律は昭和三十年一月一日から施行されることになっているが、これを施行するときは、(一)患者は医師の診察を受けさらに薬局に行くといふのはなほだしい不便を忍ばねばならぬ、(二)処方せんに記載されている薬品が正しく調製されるかどうか疑わしい、(三)医療費が高騰し国民経済に悪影響を与える、(四)社会保険財政の崩壊をきたすことは明らかである等の理由によつてわが国の医療に混乱をきたし、国民の福祉を阻害するものであるから、この法律の施行以前に廃止せられたいとの請願。

第二四一三三号 昭和二十九年四月二十一日受理

医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律廃止に関する請願

請願者 富山県婦負郡古里村長沢 滝上渉外一名

紹介議員 石坂 豊一君

医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律は昭和三十年一月一日から実施されることになっているが、本法律によつて強制的に医薬分業を行うことはわが国情に適しないことは過去三年間の処方せんの発行数が証明するところであり、患者は限りない不便を忍ばねばならぬ上、医療費高騰の

重圧に苦しむ外何ら利益のないものであるから、本法律を改廃せられたいとの請願。

第二四二四号 昭和二十九年四月二十二日受理

医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律廃止に関する請願

請願者 京都府綾部市若松町四〇ノ一 梅原信美外四名

紹介議員 井上 清一君

この請願の趣旨は、第二四一二号と同じである。

第二四三九号 昭和二十九年四月二十三日受理

医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律廃止に関する請願

請願者 京都府与謝郡宮津町字万三三六 比賀掃部外三十九名

紹介議員 井上 清一君

この請願の趣旨は、第二四一二号と同じである。

第二四三三三号 昭和二十九年四月二十四日受理

医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律廃止に関する請願

請願者 京都府竹野郡間人町北丹医師会内 宮地重外十九名

紹介議員 井上 清一君

この請願の趣旨は、第二四一二号と同じである。

第二四七七号 昭和二十九年四月二十六日受理

医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律廃止に関する請願

請願者 京都府綾部市田辺町字河原小字里ノ内四五級喜郡医師会内 西村道夫外二十二名

紹介議員 井上 清一君

この請願の趣旨は、第二四一二号と同じである。

第二四二六号 昭和二十九年四月二十二日受理

受胎調節に関する請願

請願者 福岡市春吉一番丁 岡田スサノヲ外一千五百名

紹介議員 吉田 法晴君

昭和二十六年受胎調節普及方針の閣議決定後受胎の調節は漸進的に普及を見ているものの、その効果は、いまだ十分とはいへない、特に低所得階層には、一割ないし二割程度しか普及していないばかりか、かえつて、人工妊娠中絶の激増を招いている現状であるから、国家百年の大計のためこれら低所得階層の福祉のため、(一)低所得階層に対する受胎調節実施指導料および避妊器具薬品の公費負担を行う措置を講ずること、(二)受胎調節実施指導員が避妊薬品の取り扱いができるよう措置すること、(三)優生保護相談所の整備を図り、受胎調節普及事業の積極的進展を図る財政措置を講ずること等の実現を期せられたいとの請願。

第六四五号 昭和二十九年四月二十一日受理

静岡県伊豆半島を国立公園に指定するの陳情

陳情者 静岡県知事 斎藤寿夫外一名

伊豆半島は、わが国の代表的な景勝地の陳情

であり、きわめて多数の国民が容易に享受し得る保健休養地として第一級のものと考へられるから、すみやかに国立公園として指定され、環境の保護と施設の統制整備を図りたいとの陳情。

第六四七号 昭和二十九年四月二十日受理

陳情者 千葉県議會議長 浮谷元吉

最近における覚せい剤中毒患者の激増は、誠に憂うべきものがあり、政府はこれに対策を種々樹立されているにかかわらず、患者はますます蔓延の状況であつて、このまま放置すると各種の社会悪の根源となり、次代をなす青少年の前途に思いをいたすとき寒心に堪へぬものがあるから、広く国家的見地において強力にこれを撲滅するため、(一)覚せい剤取締法を改正強化すること、(二)覚せい剤害悪の周知徹底強化の具体策を樹立すること、(三)国庫による療養施設の早急設置を実現すること、(四)関係国家机关による総合対策を樹立すること等の措置を講ぜられたいとの陳情。

第六六二号 昭和二十九年四月二十日受理

陳情者 名古屋市長 小林橋川

民生、児童福祉、社会医療の各事業は、現下最も必要な事業であるから、これら各事業を強化拡充して、民生の安定を図るため、(一)遺族国庫債券の買上げ範囲を拡大すること、(二)旧国家総動員法に基づく関係者の弔慰金を早急に裁定すると共に、公務死の範囲を拡大すること、(三)社会福祉事業振興会法の適切な運用を図ること、(四)労働能力ある生活困窮者に対し優先的に就労のあつた旋を回ること、(五)勤労控除制度を再検討すること、(六)養老院等収容保護施設を早急に増設すること、(七)授産施設並びに公益質屋を増設すること、(八)保育所の増設並びに虚弱児施設を設置を図ること、(九)母子福祉資金の貸付割当額等のわくを拡大すること、(十)精神衛生法、結核予防法の運用に万全を期すること、(十一)国民健康手帳(仮称)制度を確立すること、(十二)被保護者及び準保護者に対し定期的健康診断を実施すること、(十三)結核患者収容施設を拡充整備すること、(十四)覚せい剤中毒患者の収容施設を早急に設置すること等の措置を講ぜられたいとの陳情。

卓越した大景勝地帯に対して自然風物の維持保存を図ると同時に統制ある開発計画を樹立し、国民のため一大自然公園として利用させ、その恩恵に浴させることは国家的見地から見てきわめて重要であるから、すみやかに南アルプス地区を国立公園に指定せられたいとの陳情。

第六六三号 昭和二十九年四月二十日受理

陳情者 長野県知事 林虎雄外二名

南アルプス地区は、長野、山梨、静岡の三県にまたがり南北百二十キロメートル、中央部四十キロメートルに及ぶ大山岳地帯で重畳する古生層の山波幾多のけい谷、ばく布等の自然景観と相まつてその中に包蔵する動植物等の多くの学術的資料は国民の教化に資するところ大きく、また特異の人文資源にも恵まれており、従来は交通、宿泊等施設の不備のため利用も一部山岳家に限られ、一般大衆にとつては縁遠い感があつたのに引きかえ、近年その利用者は急激に増加している。従つてこの

五月四日日本委員会に左の事件を付託された。

一、医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律廃止に関する請願(第二五〇二号)(第二六〇五号)

一、戦傷病者援護に関する請願(第二五〇三号)

一、健康保険用歯科資料に関する請願(第二五〇四号)

一、附添看護婦等の健康保険に関する請願(第二五〇六号)

一、指定薬品以外の医薬品販売業者の資格制度に関する陳情(第六七一号)

第二五〇二号 昭和二十九年四月二十七日受理

陳情者 京都府中京区西ノ京四町七九ノ七五 池田英行外七十五名

医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律廃止に関する請願

紹介議員 井上 清一君

医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律は、昭和三十年一月一日から施行されることになつてゐるが、これを施行するときは、(一)医師は技術料を要求する結果、国民大衆の医療費の上昇はまぬがれない、(二)現在の任意分業の形は永年の歴史の上に

生じたものであり重大な理由もなくこれを根本的に覆えすことは医療制度を混乱させることになる、(三)現在の開業薬剤師の設備、営業態度から推考して処方箋通りの調剤が良心的に行われなかうかが疑問であるから本法を全面的に撤廃せられたいとの請願。

第二六〇五号 昭和二十九年二月二十八日受理

陳情者 京都府舞鶴市字浜八八〇 高田正一外百九十九名

医師法、歯科医師法及び薬事法の一部を改正する法律廃止に関する請願(四通)

紹介議員 井上 清一君

この請願の趣旨は、第二五〇二号と同じである。

第二五〇三号 昭和二十九年四月二十七日受理

陳情者 鹿児島市山下町一 川越守二

戦傷病者援護に関する請願

紹介議員 島津 忠彦君

戦傷病者の援護を一層強化拡充するため、接収ダイヤモンド政府収益の一部を援護資金として日本傷い軍人会に交付することによつて、(一)戦傷病者の実態調査を徹底的に実行すること、(二)因窮傷い軍人を更生せしめるため、生業資金の貸与、集団施設、授産場の設置を図ること、(三)結核療養所(特に骨関節結核患者のためのもの)及び精神病院を設置すること、(四)戦傷病による失明者のための更生施設及び戦傷病による重度の不具廃疾者のための保養所を増設すること、(五)戦傷病者自立に必要な低家賃住宅を設置する

こと、(六)互助共済のための医療、宿泊、集会、精神修養等を行う戦傷病者集会ホームを東京、大阪、福岡、仙台等に設置すること、(七)傷い軍人証、き章、門標を制定配布すること等の本会諸事業を助成せられたいとの請願。

第二五〇四号 昭和二十九年四月二十七日受理

陳情者 東京都千代田区神田駿河台一ノ八 永井一夫

健康保険用歯科資料に関する請願

紹介議員 大谷 肇潤君

歯科医療用材として、ニッケルクロム合金板は、既に二十年に及ぶ臨床経験を有し、一般歯科医療材として認められてゐるにもかかわらず、これが健康保険用資材として正式に認められていないことは、了解に苦しむばかりでなく、全国二万六千の歯科医師の日常診療にも障害をきたすものであるから、すみやかに健康保険用歯科資料として正式に承認せられたいとの請願。

第二五〇六号 昭和二十九年四月二十八日受理

陳情者 東京野中野区江古田三ノ一、一六一 村上とく

附添看護婦及び家政婦は、附添婦として結核患者の身の回り一切の看護に従事することが多く、このため結核に感染する率が非常に多い状態にあるが、附添婦は、何等の身分の保障もなく、不安な日々を送つてゐる実情である。しかして日雇労働者は、健康保険法の適用が認められないのであるから、附添看護婦、家政婦も日雇労働に準じて適用

されるよう、日雇労働者健康保険法の
範囲を拡大せられたいとの請願。

第六七一号 昭和二十九年四月二十
八日受理

指定薬品以外の医薬品販売業者の資格
制度に関する陳情

陳情者 大阪市東成区東小橋南之

町二ノ一五九 乾奈良藏

外二名

現在わが国の薬種商は、何等一定の資
格なく、単に地方庁の免許によつてそ
の業務に従事するに過ぎず、今日医
師、歯科医師、獣医師、助産婦、看護
婦、保健婦、理容師、美容師、あんま
術師、毒物劇物営業管理人等保健衛生
に携わる者のほとんどが資格をもたな
ければならない制度であり、全国共通
であるのに反し、薬種商のみがこのま
まの姿で放置されていることは不合理
であるから保健衛生の完べきを期する
ため、指定薬品以外の医薬品販売業者
(旧呼称薬種商)の免許制度を全国共通
の資格制度に改め、その呼称を「薬業
師」と改称されたいとの陳情。

第六七一号 昭和二十九年四月二十
八日受理

指定薬品以外の医薬品販売業者の資格
制度に関する陳情

陳情者 大阪市東成区東小橋南之

町二ノ一五九 乾奈良藏

外二名

現在わが国の薬種商は、何等一定の資
格なく、単に地方庁の免許によつてそ
の業務に従事するに過ぎず、今日医
師、歯科医師、獣医師、助産婦、看護
婦、保健婦、理容師、美容師、あんま
術師、毒物劇物営業管理人等保健衛生
に携わる者のほとんどが資格をもたな

ければならない制度であり、全国共通
であるのに反し、薬種商のみがこのま
まの姿で放置されていることは不合理
であるから保健衛生の完べきを期する
ため、指定薬品以外の医薬品販売業者
(旧呼称薬種商)の免許制度を全国共
通の資格制度に改め、その呼称を「薬
業師」と改称されたいとの陳情。

昭和二十九年五月十八日印刷

昭和二十九年五月十九日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局